

足立区止水板設置工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浸水被害の防止又は軽減を図るため、足立区内の住宅、店舗、事務所、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設（以下「要配慮者利用施設」という。）等（以下「住宅等」という。）において止水板の設置及びその他の関連工事（以下「止水板設置工事」という。）を行う者に対する助成金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板 建築物の浸水を防止することを目的としてその出入口等に設置するもので、次の要件に該当するものをいう。
 - ア 金属板等の浸水に耐えうる材質で、一定の浸水防止性能を有すること。
 - イ 取り外し又は移動が可能であること。
 - ウ 繰り返しの使用が可能であること。
- (2) 関連工事 止水板の設置に伴い、浸水防止の効果を高めるために行う工事で、次の工事に該当するものをいう。
 - ア 内外壁の防水工事
 - イ 土間コンクリート打設工事
 - ウ その他足立区長（以下「区長」という。）が必要と認める工事
- (3) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づき、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために、建物の区分所有者で構成される団体並びに団地内の土地、附属施設並びに建物の管理を行うために団地内の建物所有者（区分所有権を有する者を含む。）により設立される団体をいう。

(助成対象者)

第3条 区長は、足立区内で止水板設置工事を行う住宅等を所有し、又は使用する次のいずれかの者に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 足立区に住民登録をしている個人
- (2) 足立区に本店又は支店の登記をしている法人
- (3) 管理組合
- (4) 民間の要配慮者利用施設の所有者及び管理者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成金の交付対象としない。

- (1) 周辺地盤面より掘削して土地利用を行い、浸水被害を拡大させるおそれがある地階を有する住宅等の所有者及び使用者。ただし、止水板設置工事を行う建築物が本要綱

の制定以前に建築確認済証の交付を受けた建築物である場合はこの限りでない。

(2) 止水板設置工事について、国、東京都又は足立区から本要綱に基づく助成以外の助成を受ける者

(3) 住民税を滞納している者

(4) 住宅等の売買を目的として所有している住宅等に止水板設置工事を行う者

(5) 第6条の規定による交付決定前に工事着手した者

(助成額)

第4条 助成額は、1つの住宅等について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（同表の中欄に掲げる額を限度とする。）とする。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

区分（止水板の設置場所）	上限額	助成額
ア 令和8年7月17日以降に浸水被害があった地域 イ 足立区が発行する洪水・内水・高潮・ハザードマップにおいて、内水氾濫による想定最大浸水深が0.5m以上の地域	100万円	止水板設置工事の経費の10分の9
上記以外の地域	50万円	止水板設置工事の経費の2分の1

2 助成金の交付は、1つの住宅等につき1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 この要綱による助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前までに足立区止水板設置工事助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 設置箇所の案内図、位置図及び写真

(2) 工事計画図及び止水板の規格が明示されている図面

(3) 工事見積書の写し

(4) 土地及び建物の登記事項証明書

(5) 申請者が使用者である場合は、土地及び建物所有者の承諾書（様式第2号）

(6) 申請者が個人である場合にあっては住民票、法人である場合にあっては登記事項証明書又はこれに準ずる書類（発行後3か月以内のものに限る。）

(7) 申請を行う前年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

(8) 管理組合の代表者が申請する場合は、工事の実施に関して議決したことを証する書類

(9) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか、委任状（様式第3号）を添付するものとする。

（交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認められるときは足立区止水板設置工事助成金交付決定通知書（様式第4号）により、助成金の交付が不適当と認められるときは足立区止水板設置工事助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第7条 申請者は、前条の助成金の交付決定後において、第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、関係書類を添付し、足立区止水板設置工事助成金変更交付申請書（様式第6号）を速やかに区長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の変更交付が適当と認められるときは足立区止水板設置工事助成金変更交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（工事完了の報告）

第9条 第6条第1項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、この要綱に基づく止水板設置工事が完了したときは、止水板設置工事完了届（様式第8号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- （1） しゅん工図（平面図、立面図、設置図、構造図等）
- （2） 工事着工前及び完了後の写真
- （3） 止水板設置工事の領収書の写し
- （4） 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

（検査）

第10条 区長は、前条の規定により完了届の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて設置箇所を確認する。

（額の確定及び通知）

第11条 区長は、前条に規定する検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、足立区止水板設置工事助成金確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により通知を受けた者は、足立区止水板設置工事助成金請求書（様式第10号）により、区長に助成金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、申請者に助成金

を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を止水板設置工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、足立区止水板設置工事助成金交付決定取消通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条に規定する交付決定の取り消しを行った場合において、既に助成金を交付しているときは、助成金の全部又は一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

付 則(4足都都発第5025号 令和5年3月31日 区長決定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(7足都都発第4942号 令和8年3月12日 区長決定)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

付 則(8足都都発第2565号 令和8年9月28日 区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、令和8年7月17日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日前に第9条の規定に基づき報告された止水板の設置及びその他の関連工事については、改正後の第4条の規定は、適用しない。

3 適用日前にされた第5条又は第7条の規定による申請は、適用日以後にされた第5条又は第7条の規定による申請とみなす。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（提出先）
足立区長

（申請者）

フリガナ 氏 名	
住 所	〒
電話番号	

（法人は、その名称、事務所の所在地、代表者氏名）

足立区止水板設置工事助成金交付申請書

足立区止水板設置工事助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

工 事 場 所	足立区
止 水 板 の 構 造 ・ 形 状 等	
工 事 金 額 （ 予 定 額 ）	円（税抜）
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
施 工 業 者	業者名 電話番号
	住 所
添付書類	
1 設置箇所の案内図、位置図、写真 2 工事計画図、止水板の規格を示す図面等	
3 工事見積書の写し 4 土地及び建物の登記事項証明書	
5 土地及び建物所有者の承諾書（申請者が使用者の場合、又は共有者がいる場合）	
6 住民票、法人は登記事項証明書 7 納税証明書、非課税証明書	
8 工事实施の議決を証する書類（申請者が管理組合の代表者の場合）	

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

（提出先）
足立区長

承 諾 書

私所有の下記（土地・建物）において、下記使用者が行う止水板の設置及びその設置に伴う関連工事を施工することを承諾します。

土地・建物	氏 名
所 有 者	住 所

記

使 用 者	氏 名
	住 所

地 番
家屋番号
(住居表示)

以上

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

（提出先）
足立区長

（申請者）

フリガナ 氏 名	
住 所	〒
電話番号	

（法人は、その名称、事務所の所在地、代表者氏名）

委 任 状

私は下記の者を代理人と定め、足立区止水板設置工事助成金の交付申請に関
わる手続きの権限を委任します。

記

代理人 住 所

氏 名

電話番号

以上

文 書 番 号
年 月 日

様

足立区長

足立区止水板設置工事助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった足立区止水板設置工事助成金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します

記

- 1 受 付 番 号 ー
- 2 工 事 場 所 足立区
- 3 交 付 決 定 額 円
- 4 交 付 条 件
 - （1） 足立区止水板設置工事助成金交付要綱を遵守すること。
 - （2） 上記要綱に違反したときは、この決定を取り消すことがある。また、助成金交付後に取消しを決定した場合は、交付された助成金を返還すること。
 - （3） 助成金の交付を受けて設置した止水板等の不具合により、浸水被害等の問題が発生した場合は、申請者と止水板設置工事を請け負った者でその解決を図ること。
 - （4） 申請者は、設置した止水板の適切な維持管理に努めること。
- 5 そ の 他
 - （1） 交付申請の内容に変更が生じた場合又は工事を中止する場合は、交付申請の変更を行うこと
 - （2） 止水板設置工事が完了したときは、工事完了届を提出すること。

様式第 5 号（第 6 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

足立区長

足立区止水板設置工事助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった足立区止水板設置工事助成金の交付について、
下記の理由により助成金の不交付を通知します

記

- 1 工 事 場 所 足立区
- 2 不 交 付 理 由

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

（提出先）
足立区長

（申請者）

フリガナ 氏 名	
住 所	〒
電話番号	

（法人は、その名称、事務所の所在地、代表者氏名）

足立区止水板設置工事助成金変更交付申請書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた足立区止水板設置工事助成金交付要綱に基づく交付申請の内容を変更するため、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 受付番号 ー

2 変更の内容及び理由

--

3 工事金額の増減

当初予定額	円（税抜）
変更後の額	円（税抜）
増減額	円（税抜）

4 関係書類

- （１） 変更後の工事計画図（平面図、構造図）、止水板の図面等の資料
- （２） 変更後の工事見積書

様式第7号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

足立区長

足立区止水板設置工事助成金変更交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した足立区止水板設置
工事助成金の交付について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 当初交付決定額 _____ 円

2 変更交付決定額 _____ 円

3 増 減 額 _____ 円

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

（提出先）
足立区長

（申請者）

フリガナ 氏 名	
住 所	〒
電話番号	

（法人は、その名称、事務所の所在地、代表者氏名）

止水板設置工事完了届

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた止水板設置
工事が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

受 付 番 号	—
工 事 場 所	足立区
工 事 金 額	円（税抜）
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
施 工 業 者	業者名 電話番号
	住 所
関係書類 1 しゅん工図（平面図、立面図、設置図、構造図等） 2 工事着工前と完成後の写真 3 止水板設置工事の領収書の写し	

様式第9号（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

足立区長

足立区止水板設置工事助成金確定通知書

年 月 日付 号で交付を決定した足立区止水板設置工事助成金について、下記のとおり助成金額を確定したので通知します

記

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 受 付 番 号 | — |
| 2 | 工 事 場 所 | 足立区 |
| 3 | 交 付 確 定 額 | 円 |
| 4 | 交 付 予 定 額 | 円 |

年 月 日

(提出先)

足立区長

(申請者)

フリガナ 氏 名	
住 所	〒
電話番号	

(法人は、その名称、事務所の所在地、代表者氏名)

足立区止水板設置工事助成金請求書

年 月 日付 第 号により助成金の確定通知を受けたので、
下記のとおり請求します。

なお、助成金は、下記の口座に振り込んでください。

記

1 請求金額

十万	万	千	百	十	一
			0	0	0

円

2 振込先口座

金 融 機 関		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 出張所
口 座	種 別	当 座 普 通 貯 蓄 その他	
	口 座 番 号		
	フリガナ 名 義 人		

※口座の名義人は、申請者と同一の方に限ります。

※押印省略を希望される場合は、必ず下記の発行責任者・担当者の欄に必要事項をご記入
ください。

〔発行責任者〕

役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____

〔事務担当者〕

所属：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____

(区職員使用欄) 押印省略時のみ右欄に記入	本人確認日 年 月 日	確認者氏名
--------------------------	----------------	-------

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

足立区長

足立区止水板設置工事助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 号により交付を決定した足立区止水板設置工事助成金
について、交付決定の一部又は全部を取り消したので、下記のとおり通知します

記

1 受 付 番 号 ー

2 工 事 場 所 足立区

3 交 付 決 定 額 円

4 取 消 し の 内 容

5 取 消 し の 理 由